木更津市公告第２１１号

木更津市吾妻公園文化芸術施設新築工事（建築）の制限付一般競争入札（電子入札）の実施について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項の規定により、一般競争入札（電子入札）を次のとおり実施する。

令和８年１０月２日

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

１　一般競争入札に付する事項

1	工事の名称	木更津市吾妻公園文化芸術施設新築工事（建築）
2	工事の場所	木更津市吾妻一丁目647番15の一部ほか
3	工事の期間	令和１１年２月１６日限り
4	工事種別	建築一式工事
5	工事の概要	○文化芸術施設新築工事及びこれに伴う昇降機設備工事、外構工事 ・文化芸術施設 構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造 階数：地上４階、地下１階 延べ面積：8,359.27㎡
6	予定価格	６，０１２，６００，０００　円（消費税及び地方消費税を含む。）
7	調査基準価格	設定あり
8	入札の方法	ちば電子調達システムにより、電子入札の方法で執行する。
9	工事を施工しない日	無
１０	工事を施工しない時間帯	無
１１	入札形態	混合入札（単体又は２者（代表者＋構成員１）若しくは３者（代表者＋構成員１＋構成員２）により構成される特定建設工事共同企業体による入札）

２　入札に参加する者に必要な資格

⑴　木更津市発注のすべての制限付一般競争入札における共通資格要件

1	木更津市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者
2	木更津市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置、又は木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名停止措置を、公告の日から当該工事の入札の日までの間、受けていない者
3	地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のほか、次の事項に該当しない者 ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者、又は当該工事の入札日前６か月以内に手形、小切手を不渡りにした者 イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者 ウ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
4	特定関係にある会社同士の入札参加制限基準に基づく資本関係又は人的関係にない者 なお、基準に該当する場合は、その者のうち一者を除く全てが入札を辞退したとき

⑵　本件制限付一般競争入札における個別の資格要件

ア　単体企業・特定建設工事共同企業体（共通）　個別の資格要件

1	令和８年１０月１日現在、建築一式工事の格付が「A」で登録されており、入札時点も引き続き登録されている者
2	令和８年１０月１日現在、所在区分が「市内又は準市内又は県内又は県外」で登録されており、入札時点も引き続き登録されている者
3	建築工事業の特定建設業許可を有すること

イ　単体企業における個別の資格要件

1	木更津市吾妻公園文化芸術施設新築工事（建築）（以下、「対象工事」という）において、特定建設工事共同企業体の構成員でないこと
2	平成28年度から公告日までの間に、3階建以上の非木造建築物（住宅を除く）を単体企業として元請で完成させた実績、または特定建設工事共同企業体もしくは経常建設工事共同企業体の代表者として完成させた実績を有すること（特定建設工事共同企業体及び経常建設工事共同企業体の代表者以外としての実績は除く）

ウ　特定建設工事共同企業体における個別の資格要件

1	特定建設工事共同企業体の参加資格の受付期間内に資格審査を申請し、入札参加申請締切の前日までに、資格者名簿登載通知を受けなければならない なお、特定建設工事共同企業体の要件として、次の条件を満たすこと ア　構成員は２者又は３者であること イ　運営形態は共同施工方式であること ウ　代表者の出資比率は、構成員中最大の出資比率であること エ　構成員の最少出資比率は、構成員が２者の場合は３０％以上、３者の場合は２０％以上であること
2	資格者名簿に登録され、かつ、対象工事の発注工種に係る業種の格付が最上位等級の者。ただし、事業共同組合、経常建設工事共同企業体及び対象工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員は除く
3	対象工事の発注工種に対応する許可業種については、許可を受けてから３年以上の営業実績がある者
4	代表者は、平成28年度から公告日までの間に、3階建以上の非木造建築物（住宅を除く）を単体企業として元請で完成させた実績、または特定建設工事共同企業体もしくは経常建設工事共同企業体の代表者として完成させた実績を有すること（特定建設工事共同企業体及び経常建設工事共同企業体の代表者以外としての実績は除く）

３　契約書案、設計図書等を示す方法及び期間等

⑴　方法及び期間

ア　契約書案、設計図書等を下記により閲覧に供する。

①閲覧期間　　令和８年１０月２日（金）　から

令和８年１２月１７日（木）　まで

（木更津市の休日を定める条例に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く）

②閲覧時間　　午前９時から午後４時３０分まで（正午から午後１時までを除く）

③閲覧場所　　木更津市役所　駅前庁舎　総務部　契約検査課　℡：0438(23)8047

イ　設計図書等を、ちば電子調達システムの「入札情報サービス」において公表する。

公表期間　　令和８年１０月２日（金）　午前９時００分から

令和８年１２月１７日（木）　午後５時００分まで

⑵　設計図書等の入手方法は、上記、「入札情報サービス」からのダウンロードによるものとする。また、当該工事の現場説明は実施しないので、設計図書等を熟知すること。

⑶　設計図書等に対する質問がある場合は、書面により提出すること。

ア　提出期限　　令和８年１１月３０日（月）　午後４時３０分まで

イ　提 出 先　　木更津市役所　朝日庁舎　資産管理部　営繕課

ウ　回答日時　　令和８年１２月９日（水）　午後４時３０分まで

エ　回答方法　　質問者に対して書面により行う。

４　特定建設工事共同企業体の資格審査の受付期間及び方法等

特定建設工事共同企業体として入札に参加しようとする者は、「５　入札参加申請」を行う前に、資格審査を受け、資格者名簿登載通知書の通知を受けなければならない。

なお、特定建設工事共同企業体の構成員（代表者含む）は、単体企業として入札に参加することは出来ない。

⑴　受付期間　　令和８年１０月８日（木）　午前９時００分から

令和８年１０月２３日（金）　午後４時３０分まで

（午前９時から午後４時３０分の間に限る。ただし、正午から午後１時までを除く）

⑵　方　　法　　契約検査課へ提出書類を直接持参すること。

⑶　提出書類　　ア　特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

イ　特定建設工事共同企業体協定書

ウ　構成員すべての特定建設業の許可証（許可を受けてから３年以上）

エ　構成員すべての決算報告書（表紙・貸借対照表・損益計算書）（直近３年分）

オ　特定関係調書（該当がある場合のみ）

提出された資料の返却はしないため、イからエは写しを提出すること。

※　特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書及び特定関係調書の様式は、ちば電子調達システムの「入札情報サービス」の「入札予定（公告）」からダウンロードしてください。

⑷　そ の 他

ア　特定建設工事共同企業体として参加せず、単体企業で参加する場合は、本申請は不要とする。

イ　特定建設工事共同企業体として申込みした場合は、木更津市特定建設工事共同企業体取扱要領を遵守すること。

5　入札参加申請の受付期間及び方法等

⑴　受付期間　　令和８年１０月２日（金）　午後３時００分から

令和８年１２月１７日（木）　午後３時００分まで

（午前０時から午前８時の間を除く）

⑵　方　　法　　ちば電子調達システムの「電子入札システム」により申請すること。

⑶　提出書類　　ア　競争参加資格確認申請書（「電子入札システム」により作成）

イ　誓約書（「電子入札システム」により添付）

ウ　契約保証に関する確認書（「電子入札システム」により添付）

エ　特定関係調書（該当する場合のみ「電子入札システム」により添付）

※　誓約書、契約保証に関する確認書及び特定関係調書の様式は、ちば電子調達システムの「入札情報サービス」の「入札予定（公告）」からダウンロードしてください。

6　入札参加資格確認

⑴　入札参加申請をした者には、下記のアからウに示す入札参加に必要な資格の有無を確認し、競争参加資格確認通知書を発行する。

なお、本通知書は入札参加資格のうち下記要件についてのみ確認した結果であり、全ての資格要件を確認及び承認したものではない。

ア　資格者名簿への登録の有無

イ　資格者名簿における登録工種および格付け

ウ　資格者名簿における所在区分

⑵　通知書発行日　　令和８年１２月１８日（金）　午後５時００分まで

7　入札の期間及び入札書提出方法等

⑴　入札期間　　令和８年１２月２１日（月）　午前９時００分から

令和８年１２月２２日（火）　午後５時００分まで

（午前０時から午前８時の間を除く）

⑵　提出方法　　ちば電子調達システムの「電子入札システム」により提出すること。

⑶　提出書類　　ア　入札書（「電子入札システム」により作成）

イ　入札積算見積内訳書（「電子入札システム」により添付）

※　入札積算見積内訳書の様式は、ちば電子調達システムの「入札情報サービス」の「入札予定（公告）」からダウンロードしてください。

８　入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の１００分の５に相当する額の違約金を徴収する。

９　開札の日時及び場所

⑴　開札日時　　令和８年１２月２３日（水）　午前９時００分から

⑵　開札場所　　木更津市役所　駅前庁舎　８階　入札室

※電子入札の開札立会を希望する場合は、開札日前日までに「電子入札開札立会申請書」を契約検査課に提出すること。

10　落札者の決定

⑴　決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とし、入札参加資格審査のうえ入札参加資格があると認められる場合は当該落札候補者を落札者と決定する。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者が２者以上ある場合は、電子くじにより落札候補者を定める。

⑵　入札参加資格要件確認書類の提出

落札候補者に対し、入札に参加する者に必要な資格の有無を確認するための書類の提出を求める場合がある。この場合において、提出を求められた日から起算して２日（市の休日を除く）以内に資料を提出すること。

⑶　落札決定の通知方法

応札者に対し、落札者決定通知書を送付する。

11　調査基準価格を下回る入札が行われた場合

調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、「10　落札者の決定」にかかわらず、下記に

より落札者を決定する。調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

⑴　調査基準価格を下回る入札をしたすべての者の入札が、木更津市建設工事低入札価格調査実施要領（以下「低入札調査要領」という。）第７条に規定する失格要件に該当する場合は、失格要件の該当者を除く入札で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、入札参加資格審査のうえ入札参加資格があると認められる場合は当該落札候補者を落札者と決定する。

⑵　⑴以外の場合は、低入札調査要領の規定により落札者を決定する。ただし、調査対象者については、低入札調査要領第８条第１号を除外して読み替えるものとする。

また、同第１１条の調査を行う前に当該調査対象者の入札参加資格審査（以下「調査前資格審査」という。）を行うものとし、審査結果により当該調査対象者に入札参加資格がないと認められる場合は、入札を無効とし当該調査対象者に対し入札参加資格要件の不適格通知を送付するとともに、以下のとおり取り扱う。

ア　入札参加資格不適格者を除く次順位者が調査対象者でない場合は、当該者について入札参加資格審査を行う。入札参加資格があると認められる場合は当該者を落札者と決定し、入札参加資格がないと認められる場合は当該者を除く次順位者について、前段の入札参加資格審査以降の手順を繰り返す。

イ　入札参加資格不適格者を除く次順位者が調査対象者である場合は、当該者について調査前資格審査以降の手順を繰り返す。

⑶　調査基準価格を下回る入札をした者は、低入札価格調査における事情聴取に協力するものとする。

12　契約保証金

⑴　契約保証金の額は、木更津市財務規則第１４６条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上とする。ただし、調査基準価格を下回る入札をした者との契約に係る契約保証の額は、契約金額の１００分の３０以上とする。

⑵　木更津市財務規則第１４６条第３項の規定に該当するときは、契約保証金を免除する。

13　前金払及び中間前金払

木更津市公共工事に関する前金払及び中間前金払実施要領及び木更津市財務規則第８１条の

規定により、前金払及び中間前金払の請求をすることができる。ただし、各会計年度の前金払は当該年度の出来高予定額の１００分の４０以内とし、中間前金払は当該年度の出来高予定額の１００分の２０以内とする。

各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和８年度　　1,524,874,740　円　×　請負金額/予定価格　（１万円未満切り捨て）

令和９年度　　991,735,967　円　×　請負金額/予定価格　（１万円未満切り捨て）

令和１０年度　　請負金額　－　前年度までの出来高金額合計

また、調査基準価格を下回る入札をした者との契約に係る前金払は、契約金額の１００分の２０以内、中間前金払は、契約金額の１００分の１０以内とし、各会計年度の前金払は当該年度の出来高予定額の１００分の２０以内、中間前金払は当該年度の出来高予定額の１００分の１０以内とする。

14　部分払

木更津市財務規則第１５９条の規定により、部分払の請求をすることができる。ただし、中間前金払が行われた場合は、部分払の請求はできない。

15　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの見積金額を入札書に記載すること。

16　入札に関する注意事項

⑴　一旦提出した入札書の修正、引き換え又は撤回をすることはできない。

⑵　入札参加申請後に入札を希望しなくなった場合には、入札期間終了までに、ちば電子調達システムの「電子入札システム」により入札辞退届を提出するものとする。

17　無効となる入札

⑴　電子認証書を不正に使用した入札

⑵　入札積算見積内訳書の提出が必要な入札において、入札積算見積内訳書の提出がない入札又は入札積算見積内訳書に重大かつ明白な不備のある入札

⑶　入札参加資格要件確認書類の提出要求に応じない者のした入札

⑷　その他入札に関する条件に違反した入札

18　その他

⑴　入札回数は、１回とする。

⑵　当該工事は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年木更津市条例第９号）第２条の規定による議会案件工事であるので、落札者として決定した者と仮契約を締結し、議会の可決があったとき本契約として効力を発するものとする。

⑶　市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

ア　建設業法第２８条第３項又は第５項の規定による営業停止の処分を受けたとき

イ　建設業法第２９条の規定による取り消し処分を受けたとき

ウ　建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第１８条の２に違反したとき

エ　木更津市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けたとき

オ　木更津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

⑷　本件工事の請負者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、東日本大震災による失職者を優先的に雇用するよう努めるものとする。